

## 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

- 認可保育所の整備にあたっては、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。
- ただし、1(1)～(4)の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。
- また、2(1)～(5)の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。
- いずれの手続を行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書（様式1）」を作成し、こども青少年局こども施設整備課の事業担当者に提出しご相談ください。

### 1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準※5	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1(1)ア、1(2)	階の上下移動のためのエレベーター非設置で可※1	
利用居室から (2) 車いす使用者用便房までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1(1)イ、1(2)	緩和不可※2	階の上下移動のためのエレベーター非設置で可※3
(3) オストメイト用水栓器具	9(2)イ(イ)	簡易設備で可※4	
(4) 点状ブロック	5(1)イ、6(1)オ、7(1)エ	屋内のみ設置不要	

※1 駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です（2(2)参照）。

※2 異なる階の利用居室（保育室等）と車いす使用者用便房との間の経路も対象です。

※3 条例に基づく許可も必要です（2(3)参照）。

※4 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

※5 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表5における適用項

### 2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は、計画の早い段階で、代替措置をもってこども青少年局こども施設整備課に相談のうえ建築局市街地建築課（許可窓口）と事前協議を行ってください。

許可の考え方については、横浜市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/24kyoka.html>

※ 建築局で許可の可否の判断を行うには時間が必要なので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準※6	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)	8(1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から 利用居室までの経路	1(1)ウ、1(2)	保育室が1・2階のみの場合は、エレベーター非設置で可
(3) 利用居室から 車いす使用者用便房までの経路	1(1)イ、1(2)	保育室が1・2階のみの場合は、エレベーター非設置で可
(4) オストメイト用水栓器具	9(2)イ(イ)	非設置で可（代替設備要）
(5) 階段に設ける手すり (一段程度の場合)	2(1)ウ(ア)、6(1)ア	非設置で可

※6 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表1の4における適用項（500m<sup>2</sup>以上も同設備を許可対象）